

事業者様向け 各種支援策 (2/10 時点)

福岡商工会議所の経営相談窓口

■新型コロナウイルス感染症 事業者向け特別相談窓口 ※オンライン相談も可能です
各種支援策（融資・補助金・助成金等）についてご相談いただける「特別相談窓口」を開設。

○時間：平日 9：00～12：00、13：00～17：00

○場所：福岡商工会議所 2 階（福岡市博多区博多駅前 2 - 9 - 28）

https://www.fukunet.or.jp/keieisodan/coronavirus/#consultation_desk

<お問い合わせ> 経営相談部 東・博多・南区の事業所の方 TEL：092-441-2161

中央・城南・早良・西区の事業所の方 TEL：092-441-2162

行政・その他自治体の支援策（補助金・融資等）の最新情報は会議所ホームページに掲載しています。是非ともご活用ください。 <https://www.fukunet.or.jp/keieisodan/coronavirus/>



(国の支援策)

1. 中小企業に対する支援 ※3月上旬に電子での受付開始予定

https://www.meti.go.jp/covid-19/kinkyu_shien/pdf/chusho.pdf?0118

① 中小事業者に対する支援（一時金）

○対象：緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

○支給額：法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給

※算出方法：前年（又は前々年）1月から3月の事業収入－（前年（又は前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3）

② 中小事業者に対する支援（補助金）

コロナの影響が長期化するなか、中小事業者等の事業再構築を支援する事業再構築補助金や、感染拡大を防止しながらビジネスモデルの転換に向けた取組みを支援する中小企業生産性革命推進事業の特別枠を措置。

※3次補正予算案に計上した事業再構築補助金や持続化補助金について、緊急事態宣言等により影響を受けたことを証明する事業者が申請をした場合は、審査において加点し、優先的に採択。

③ 中小事業者に対する支援（資金繰り支援）

日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化等。

④ 緊急事態宣言に伴うイベント関連の対応措置（J-LODLive 補助金）

コンサート、演劇、展示会等のイベントが開催延期・中止となった場合のキャンセル費用（会場費、感染対策費、払い戻し手数料等）を上限2,500万円まで補助。

○ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/kinkyu_shien/pdf/jlod.pdf

2. 持続化給付金の申請期限延長について

書類の準備に時間を要するなど申請期限に間に合わない事情がある方を対象に、書類提出期限と期限延長の申込期限を延長。

- 書類提出期限：1月31日（日）→2月15日（月）
- 書類提出期限延長の申込期限：1月15日（金）→1月31日（日）
- ホームページ：<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>
〈お問い合わせ〉申請サポート会場・申請サポートキャラバン隊会場 TEL：0120-279-292

3. 家賃支援給付金の申請期限延長について

必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情がある方を対象に、家賃支援給付金の申請期限を以下の通り延長。

- 申請期限：1月15日（金）→2月15日（月）
- ホームページ：<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>
〈お問い合わせ〉家賃支援給付金コールセンター TEL：0120-653-930
受付時間：平日・日（土・祝除く）8：30～19：00

4. 事業再構築補助金 ※3次補正予算成立が前提【3月に公募開始予定】

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援。

- 対象：1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- 2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- 3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

- 補助額：中小企業 通常枠 100万円～6,000万円 補助率 2/3
卒業枠 6,000万円超～1億円 補助率 2/3
中堅企業 通常枠 100万円～8,000万円 補助率 1/2（4,000万円超は1/3）
グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

- ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html
〈お問い合わせ〉中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 TEL：03-3501-1816

★通常枠の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等の影響を受けたことにより、令和3年1月～3月のいずれかの月で売上高が対前年（or対前々年）同月比で30%以上減少している事業者を対象に、補助率を中小企業3/4（通常枠2/3）、中堅企業2/3（通常枠1/2）に引き上げ。

※事業規模に応じて補助上限あり

※通常枠より迅速な審査・採択を行うとともに、特別枠で不採択の場合でも、通常枠で再審査を受けることが可能

※3月公募予定。jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定。

(福岡県の支援策)

1. 【第1期】福岡県感染拡大防止協力金 (2/10 更新)

福岡県による要請に応じて、令和3年1月16日(土)から2月7日(日)までの全ての期間に、営業時間短縮を行った下記の要請対象施設を運営する事業者様に「**【第1期】福岡県感染拡大防止協力金**」を給付。

○給付額：1店舗当たり最大138万円(1日あたり6万円×23日)

○申請受付期間：2月8日(月)～3月7日(日)

○ホームページ：

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin.html>

2. 【第2期】福岡県感染拡大防止協力金 (2/10 更新)

福岡県による要請に応じて、令和3年2月8日(月)～3月7日(日)までの全ての期間に、営業時間短縮を行った下記の要請対象施設を運営する事業者様に「**【第2期】福岡県感染拡大防止協力金**」を給付。

○給付額：1店舗当たり最大168万円(1日あたり6万円×28日)

○申請受付期間：3月8日(月)～4月7日(水)

○ホームページ：

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin-2nd.html>

<お問い合わせ> 福岡県感染拡大防止協力金コールセンター TEL：0120-567-918

受付時間：平日・土・日・祝 9：00～17：00

3. 福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金【~~〆~~切延長】

新型コロナウイルス感染防止対策を行う飲食店を対象に、マスク、消毒液、非接触型体温計、仕切りアクリル板などの物品の購入に係る経費を1事業者あたり最大5万円助成。

○申請期限：2月28日(日) (消印有効)

○ホームページ：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/inshokuten-joseikin.html>

<お問い合わせ> コールセンター TEL：0120-110-193

受付時間：平日・土・日・祝 9：00～17：00

4. 福岡県接待を伴う飲食店等向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金【~~〆~~切延長】

新型コロナウイルス感染防止対策を行う接待を伴う飲食店等を対象に、感染防止対策のための空気清浄機やサーモグラフィーカメラ、サーキュレーターなど、備品購入に係る経費を1事業者あたり最大20万円助成。

○申請期限：2月28日(日) (消印有効)

○ホームページ：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/inshokuten-joseikin2.html>

<お問い合わせ> コールセンター TEL：0120-110-193 受付時間：平日・土・日・祝 9：00～17：00

(福岡市の支援策)

1. 地域の飲食店を支えるテイクアウト支援

テイクアウトに取り組む飲食店に対し、割引などの特典を付けていただくことで、1店舗あたり20万円を支援。

- 対象期間：1月8日（金）～2月28日（日）
- 申請開始：1月29日（金）～2月28日（日）
- 支給開始：2月中旬頃
- ホームページ：<https://fukuoka-takeout.jp/> ※オンライン申請可
- <お問い合わせ> 福岡市緊急経済対策実行委員会（地域の飲食店を支えるテイクアウト支援担当）
- TEL：080-8574-9289 もしくは 090-8403-7300 受付時間：平日 10：00～18：00

2. 宿泊事業者への衛生対策緊急支援

宿泊事業者が取り組む消毒・除菌対応等の安全対策の強化にかかる経費の5分の4、客室数に応じて1施設あたり最大50万円を支援。

- 対象期間：12月28日（月）～2月28日（日）
- 申請開始：1月21日（木）～3月15日（月）
- 支給開始：2月上旬頃
- ホームページ：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kankou-s/coskhk2.html> ※オンライン申請可
- <お問い合わせ> 福岡市宿泊事業者支援事務センター ※問い合わせの際は「**衛生対策の件で**」とお申し出ください
- TEL：092-451-3033 もしくは 092-451-3027 受付時間：平日 10:00～17:00

3. 商店街が取り組む感染症対策等への支援

商店街が取り組む感染症対策やテイクアウト、デリバリー、キャッシュレス等の経費の5分の4、50万円を上限に支援。

- 対象期間：1月14日（木）～3月31日（水）
- 申請期間：1月14日（木）～3月1日（月）
- 支給開始：2月中旬頃
- ホームページ：<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c-syogyo/business/shotengai2020401.html>

4. 売上げが減少した事業者への支援（2月3日発表）

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受け売上げが減少した事業者のうち、国や県の一時金等の対象とならない事業者に対し、法人は15万円、個人事業者は10万円を上限に支援。

- 対象：
 - ・飲食店と取引がある事業者等、国の一時金の対象業種で売上げが30%以上50%未満減少した事業者（50%以上減少した事業者は国が支援）
 - ・国や県の支援対象とならない業種で売上げが50%以上減少した事業者
- 申請開始：令和3年3月中旬頃（国の制度が確定した後、実施予定）
- 支給開始：令和3年3月下旬頃（国の制度が確定した後、実施予定）
- ※詳細は、決定次第順次発表。
- ホームページ：
https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kokusaikeizai/business/uriage_shien.html

<お問い合わせ> 経済支援策コールセンター（売上が減少した事業者への支援）
TEL：090-8730-6099、090-8730-6958 ※2月4日（木曜日）開設

5. 感染症対応シティ促進事業（2月3日発表）

市民に商品販売やサービス提供を行う来店型の施設等を対象に、感染症対策強化の取り組みにかかる物品・サービス導入経費や工事経費の3分の2、60万円（うち、物品・サービス導入経費は上限20万）を上限に支援。

○申請開始：令和3年3月中旬頃

○支給開始：令和3年3月下旬頃

※詳細は、決定次第順次発表。

○ホームページ：

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/room_mng/business/kansensyoutaiiousiteisokusinsienzigyou_2.html

<お問い合わせ> 経済支援策コールセンター（感染症対応シティ促進事業）

TEL：090-8678-2756、090-8678-5690、090-8678-3633、090-8735-0386

※2月4日（木曜日）開設

6. 文化・エンターテインメントのハイブリッド開催支援（2月3日発表）

文化・エンターテインメントのハイブリッドイベントを開催する主催者を対象に、感染予防対策やオンライン配信にかかる費用の5分の4、20万円を上限に支援。

○申請開始：令和3年2月下旬頃

○支給開始：令和3年3月中旬頃

※詳細は、決定次第順次発表。

<お問い合わせ> 経済観光文化局 文化振興課 TEL：092-711-4665

7. 農・漁業者に対する支援（2月3日発表）

漁業者緊急支援事業 飲食店の休業や時短営業による魚価の低迷などの影響を受けた市内漁業者に対して、漁業活動に必要な経費の一部を助成。

○支援対象者：市内漁業従事者 約500人

○支援方法：令和2年度の漁船保険にかかる保険料に相当する額の2分の1を助成

○実施時期：令和3年3月

<お問い合わせ> 農林水産局 水産振興課 TEL：092-711-4364

花き農家緊急支援事業 外出自粛や小売店の休業等により影響を受けた市内花き農家に対する支援。

○支援対象者：市内花き農家 約60戸

○支援方法：福岡市内（小学校、中学校、特別支援学校）の今春卒業予定の学年のクラス（約860クラス）に、お祝いとして市内産花きを贈ります。

○実施時期：令和3年2～3月上旬

<お問い合わせ> 農林水産局 農業振興課 TEL：092-711-4852